

(法第10条第1項関係様式例)

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

私達は、すべての子ども達に、食事や学習指導、居場所を提供し、子どもたちの豊かで充実した生活と社会づくりに寄与することを当法人の設立趣旨とする。

2 申請に至るまでの経過

法人の設立を発起し、申請するに至った動機や経緯としては、次のとおりである。
任意団体として2016年からJAいとしまと共同で食育と農の文化を推進する活動として子ども食堂を企画運営し、地域のボランティア団体や九州大学のボランティアサークルと学習支援や留学生との交流し、子どもの可能性を広げる活動を月に1回行っている。

そこで、これまでの活動内容の拡大のため、特定非営利活動法人として契約を独自に締結できるようこの度の法人化へ至った。

令和6年3月1日

(特定非営利活動法人の名称) 特定非営利活動法人いとしまこども食堂ほっこり
設立代表者 氏名 笹渕 隆広